

(参考)盛土造成行為に係る法令等窓口一覧(令和3年度版)

No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口
1	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内で、宅地造成工事を施行しようとするときは、事前に都道府県知事(市長)の許可を受けなければならない。この法律が適用されるのは、宅地以外の土地を宅地にするため、又は宅地において行う土地の形質の変更(宅地を宅地以外の土地にするものを除く。)が生じる場合。	許可	くらし・環境部 建築安全推進課 (054-221-3292)	浜松市、熱海市、伊東市、御殿場市、伊豆の国市 市役所 2ha以上 建築安全推進課 (054-221-3292) 2ha未満 下田土木事務所都市計画課 (0558-24-2110) ※いずれも提出先は市町役場
2	森林法 (第10条の2) 開発行為の許可	1haを超える森林において開発行為をしようとする者は、知事(移譲市においては市長)の許可を受けなければならない。	許可	経済産業部 森林保全課 (054-221-2643)	静岡市、浜松市、沼津市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市 市役所 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 賀茂農林事務所治山課(0558-24-2084) 熱海市・三島市・伊東市・御殿場市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・函南町、清水町、長泉町、小山町 東部農林事務所治山課(055-920-2173) 富士宮市 富士農林事務所森林整備課(0545-65-2203) 島田市・牧之原市・吉田町、川根本町 志太榛原農林事務所治山課(054-644-9158) 掛川市・袋井市・御前崎市・菊川市・森町 中遠農林事務所治山課(0538-37-2303) 湖西市 西部農林事務所森林整備課(053-458-7234)
3	森林法 (第10条の8) 伐採及び伐採後の造林の届出	森林の立木を伐採する場合には、市町長に届出書を提出しなければならない。	届出	経済産業部 森林計画課 (054-221-2668)	全市町 市町役場
4	森林法 保安林における制限	保安林で立木の伐採を行う場合、許可や届出の手続を行う必要がある。(第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項) 保安林内で土地の形質変更等を行う場合、許可の手続を行う必要がある。(第34条第2項) (許可申請書・届出書の提出先は、該当する市町又はその市町を所管する農林事務所にお問い合わせください。) 保安林の解除は、原則としてできない。 (詳細な説明を受けたい場合は、該当する市町を所管する農林事務所にお問い合わせください。)	作業許可	経済産業部 森林保全課 (054-221-2655)	全市町 市町役場 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 賀茂農林事務所治山課(0558-24-2084) 沼津市・熱海市・三島市・伊東市・御殿場市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・函南町、清水町、長泉町、小山町 東部農林事務所治山課(055-920-2173) 富士市・富士宮市 富士農林事務所森林整備課(0545-65-2203) 静岡市 中部農林事務所治山課(054-286-9071) 焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市・吉田町、川根本町 志太榛原農林事務所治山課(054-644-9158) 浜松市(天竜区を除く)・湖西市 西部農林事務所森林整備課(053-458-7234) 浜松市(天竜区) 西部農林事務所天竜農林局治山課(053-926-2337)
4	砂防法	砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 ○施設又は工作物の新築、改築、移転又は除去 ○竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬 ○土地の掘削、開墾その他土地の形状を変更する行為 ○土石又は砂れきの採取、集積又は投棄 ○鉱物の採掘、集積又は投棄 ○芝草の掘取り ○火入れ ただし、非常災害のため応急措置として行う行為及び以下のような治水上砂防のため支障を来すおそれが救済内行為はこの限りでない ○土地の区画形質を伴わない、施設又は工作物の新築、改築、移転又は除去 ○高さ1メートル以下の擁壁、深さ50センチメートル以下の側溝(素掘側溝を除く。)の新築、改築、移転又は除去 ○間伐等竹木の保育のため通常行われる竹木の伐採 ○面積が1ヘクタール未満の竹木の伐採(植林を目的とするものに限る。) ○枯損した竹木又は危険な竹木の伐採 ○自家の生活の用に充てるため必要な竹木の伐採 ※砂防指定地については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できます。	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3195) 砂防課 (054-221-3041)	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 下田土木事務所 維持管理課(0558-24-2118) 熱海市、伊東市 熱海土木事務所 用地管理課(0557-82-9167) 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 沼津土木事務所 管理課(055-920-2209) 富士市、富士宮市 富士土木事務所 維持管理課(0545-65-2849) 静岡市 静岡土木事務所 維持管理課(054-286-9316) 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 島田土木事務所 維持管理課(0547-37-5274) 袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町 袋井土木事務所 維持管理課(0538-42-3215) 浜松市天竜区 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課(053-926-2487) 浜松市、湖西市 浜松土木事務所 維持管理課(053-458-7262)

(参考)盛土造成行為に係る法令等窓口一覧(令和3年度版)

No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口
4	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 ○地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) ○地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) ○のり切又は切土で政令で定めるもの ○ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。) ○の新築又は改良 ○その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの ※地すべり防止区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できます。	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3195)	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2118)
				熱海市、伊東市	熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9167)
				沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	沼津土木事務所 管理課(055-920-2209)
				富士市、富士宮市	富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849)
				静岡市	静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316)
				島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	島田土木事務所 維持管理課 (0547-37-5274)
				袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町	袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215)
				浜松市天竜区	浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課(053-926-2487)
				浜松市、湖西市	浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7262)
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 ○水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ○ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ○のり切、切土、掘さく又は盛土 ○立木竹の伐採 ○木竹の滑下又は地引による搬出 ○土石の採取又は集積 ○その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの ※急傾斜地崩壊危険区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できます。	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3195)	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2118)
				熱海市、伊東市	熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9167)
				沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	沼津土木事務所 管理課 (055-920-2209)
				富士市、富士宮市	富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849)
				静岡市	静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316)
				島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	島田土木事務所 維持管理課 (0547-37-5274)
				袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町	袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215)
				浜松市天竜区	浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課 (053-926-2487)
				浜松市、湖西市	浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7262)
5	都市計画法	開発行為、すなわち主として建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。 また、市街化調整区域において建築物の新築、改築若しくは用途変更等を行う場合についても原則許可を受けなければならない。	許可	交通基盤部 土地対策課 (054-221-2223)	静岡市、浜松市、沼津市、富士市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、伊豆市、伊豆の国市、牧之原市、函南町、清水町、長泉町、小山町 市町役場
				上記以外の市町	2ha以上 交通基盤部土地対策課(054-221-2223) 2ha未満 県各土木事務所都市計画課
6	静岡県土採取等規制条例	土の採取等(切土その他の土地の掘削、埋土又は盛土)に伴う災害の防止及び跡地の緑化等を図るため、土の採取等を行う者は、静岡県土採取等規制条例及び同規則に規定する適用除外の場合を除き、あらかじめ土の採取等の計画について届出をしなければならない。	届出	交通基盤部 土地対策課 (054-221-2223)	静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市 市町役場
				上記以外の市町	2ha以上 交通基盤部土地対策課(054-221-2223) 1ha以上2ha未満 県土木事務所 1ha未満 市町役場